

# 引っ越しするときには各種手続きをお忘れなく



- 3月下旬から4月上旬にかけては、窓口が大変混雑します。  
(特に4月1日から5日までの1週間程度は中央区および東区の区民課は大混雑が予想されます。)
- お住まいの区に関係なく、どの区役所でも手続きはできます。
- 午前8時半～10時、午後3時～5時は比較的混雑が少ない時間帯です。
- 手続きの場所や時間帯を検討いただき、届出はお早めに。

## 市外へ転出するときの主な手続き

	内容	必要なもの	手続き場所
転出届	転出予定日の約2週間前から届出できます。 (転出証明書をお渡しします)	・本人確認書類 ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード(交付を受けた方のみ)	区役所区民課 総合出張所

## 市内間で転居するときの主な手続き

	内容	必要なもの	手続き場所
転居届	転居した日から14日以内に届出しなければなりません。(転居前には受付できません)	・本人確認書類 ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード(交付を受けた方のみ)	区役所区民課 総合出張所

## 住民異動届に伴う手続きのために 区役所窓口を3月31日(日)に臨時開設します (お住まいの区に関係なく、どこの区役所でも手続きができます)

時間：午前8時半～午後4時(通常より1時間短縮での開庁)

開設窓口：すべての区役所の区民課、福祉課、保健子ども課

※公的個人認証サービス、パスポート申請の受付、その他、関係機関への確認が必要なものなど、取り扱えない業務もあります。詳しくは担当課へお尋ねください。  
※総合出張所は開設しません。  
※平日は窓口が大変混雑しますので、臨時開設する区役所窓口をぜひ利用ください。

4月1日(月)～3日(水)は、  
区役所窓口の  
開設時間を延長します。

時間：午後5時15分～午後6時15分(1時間延長)

開設窓口：すべての区役所の区民課、福祉課、保健子ども課

※公的個人認証サービス、パスポート申請の受付、その他、関係機関への確認が必要なものなど、取り扱えない業務もあります。詳しくは、担当課へお尋ねください。  
※総合出張所は開設しません。

## 繁忙期カレンダー 転入・転出・転居のお届け窓口混雑状況をカレンダーにしました。

☹️☹️☹️で窓口の混雑具合を表しています。ご来庁の際の目安にしてください。早い時間帯(午前8時半～10時)が比較的空いています。

3月	日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23	
休み	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️
24	25	26	27	28	29	30	
休み	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️

4月	日	月	火	水	木	金	土
3/31	1	2	3	4	5	6	
☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️
7	8	9	10	11	12	13	
休み	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️	☹️

☹️…… やや混雑が予想されます。

☹️☹️…… 混雑が予想されます。

☹️☹️☹️…… 大変混雑が予想されます。

区役所と総合出張所の詳しい待ち時間予想は、市ホームページ「混雑予想カレンダー」で検索!

混雑予想カレンダー

(地域政策課 ☎096-328-2031)

## 引っ越しごみは、ごみステーションには出せません!

家庭の引っ越しなどで出る大量のごみは、ごみステーションには出せません。自分で市の処理施設に持ち込むか、市の許可を受けた業者に処理を依頼するなど正しく処理してください。

### 自ら処理施設に持ち込む場合

ごみの種類	処理施設	受付時間と費用
燃やすごみ	・東部環境工場(東区戸島町2570 ☎096-380-8211) ・西部環境工場(西区城山薬師2丁目12-1 ☎096-329-0900)	●月曜～土曜日(祝日含む) (午前8時半～午後4時半) ※年末年始を除く
埋立ごみ	・扇田環境センター(北区貢町1567 ☎096-245-2696) ※リサイクル可能な金属類は、金属回収業者へ持ち込んでください。	●ごみ処理手数料 10kgごとに150円
紙・資源物・ペットボトル	・(株)熊本市リサイクル事業センター(南区近見8丁目8-35 ☎096-357-0070) ・有価物回収協業組合石坂グループ(東区戸島町2874 ☎096-389-5501)	●受付日時や費用は直接左記へ問合せください。

※持ち込めない物もありますので、搬入する前に各施設に問い合わせください。

### 市の許可業者に処理を依頼する場合

・熊本市一般廃棄物処理業協同組合(☎096-285-8882)  
・市ホームページ内で

### 大型ごみの収集を依頼する場合

ごみゼロコール ☎096-353-7171 (有料・事前申込制)  
受付：月曜～土曜日 午前8時半～午後5時 ※1回の申込みで5点まで。

(ごみ減量推進課 ☎096-328-2365)

## 引っ越しが決まったら、上下水道局へご連絡を

引っ越しなどで、水道の使用を始める場合や止める場合は、上下水道局への連絡が必要です。

### 使用を中止する場合

最後に使用する日の4～5日前までに、検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認のうえ、電話またはホームページで手続きをしてください。

### 使用を開始する場合

転居先では、玄関前(郵便受け)にある使用申込書を郵送するか電話またはホームページで手続きをしてください。詳しくは、市上下水道局ホームページへ。



(料金課お客さまセンター ☎096-381-1118)